

古賀市避難行動要支援者避難支援プラン (全体計画)

**令和3年6月
古賀市**

目 次

第1章 基本的な考え方	3
1. 目的	
2. 位置づけ	
3. 対象とする災害及び地域	
4. 対象範囲	
第2章 避難行動要支援者情報の把握・共有	5
1. 避難行動要支援者情報の収集と情報共有	
2. 避難行動要支援者名簿の作成	
3. 意思確認	
4. 避難支援等関係者及び避難支援者への情報提供について	
5. 個別計画の策定	
第3章 避難支援体制の整備	13
1. 避難行動要支援者の役割(自助)	
2. 避難支援等関係者及び避難支援者の役割(共助)	
3. 市の役割(公助)	
第4章 情報伝達体制	17
1. 防災情報の周知	
2. 情報伝達体制の整備	
第5章 避難誘導体制・安否確認	19
1. 避難行動要支援者の避難支援	
2. 安否確認の方法	
3. 避難完了後の避難行動要支援者への対応	
第6章 避難所等における支援	23
1. 避難所等の支援体制	
2. 福祉避難所の支援体制	
第7章 計画の推進に向けて	27
情報共有と計画の見直し	

- ・古賀市避難行動要支援者避難支援プラン検討委員会設置要綱
- ・古賀市避難行動要支援者避難支援プラン検討委員会名簿
- ・古賀市避難行動要支援者避難支援プラン策定経過
- ・用語解説
- ・様式集
 - 【様式第1号】古賀市避難行動要支援者名簿
 - 【様式第2号】古賀市避難行動要支援者名簿登録(変更)申請書
 - 【様式第3号】古賀市避難行動要支援者名簿登録廃止届出書
 - 【様式第4号】古賀市避難行動要支援者名簿情報提供同意書
 - 【様式第5号】古賀市避難行動要支援者同意者リスト
 - 【様式第6号】古賀市避難行動要支援者不同意者等リスト
 - 【様式第7号】避難行動要支援者名簿情報の提供と利用に関する協定書、名簿情報(古賀市避難行動要支援者同意者リスト、個別計画)管理台帳
 - 【様式第8号】個別計画(避難行動要支援者調査)

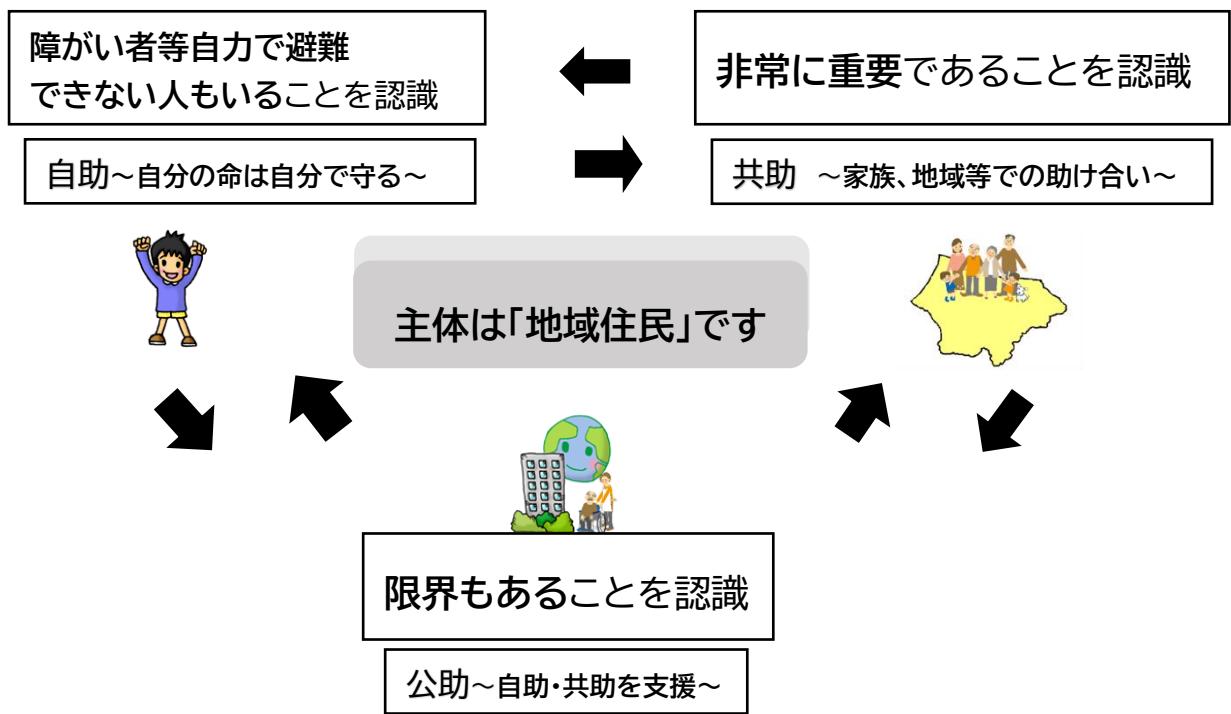
第1章

－基本的な考え方－

第1章 基本的な考え方

1. 目的

本プランは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)及び古賀市地域防災計画に基づき、高齢者、障がい者等の要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な人が円滑かつ迅速に避難できること、また、避難所等への避難を必要とした場合に、避難支援等関係者及び避難支援を個人で行う避難支援者が避難所等まで安全かつ迅速に移送できる環境と避難所等における支援体制を整備することを目的とする。



2. 位置づけ

本プランは、古賀市地域防災計画に定めた要配慮者安全確保体制整備計画及び要配慮者支援計画に基づく下位計画であり、要配慮者対策のうち、避難行動要支援者の避難支援について、必要な事項を定めるものである。

3. 対象とする災害及び地域

本プランは、土砂災害や地震など法第2条1号に定める災害を対象とする。また、対象地域は古賀市全域とする。

4. 対象範囲

本プランは、避難行動要支援者の支援に関する平常時の取り組みから避難所における支援体制までを対象とする。

第2章

－避難行動要支援者情報の把握・共有－

第2章 避難行動要支援者情報の把握・共有

1. 避難行動要支援者情報の収集と情報共有

災害発生時に、避難行動要支援者の安否確認や避難誘導、避難所等での生活支援を的確に行うためには、避難行動要支援者情報を把握し、避難支援等関係者及び避難支援者と情報を共有することが重要である。そのため、平常時から避難行動要支援者の居住地や生活状況等を把握するとともに、情報の共有を図り、災害時にこれらの情報を迅速に活用できるようにしておく必要がある。このことにより、古賀市個人情報保護条例（平成14年条例第23号。以下「条例」という。）第7条第3項第2号に基づき、市の関係各課で保有する避難行動要支援者名簿の作成に必要な情報を避難行動要支援者担当部署が一元的に収集する。

2. 避難行動要支援者名簿の作成

市は、避難行動要支援者の避難支援等を円滑に実施するため、法第49条の10第1項により古賀市避難行動要支援者名簿（【様式第1号】以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成する。避難行動要支援者名簿の対象は、次の A～G に掲げるいずれかに該当する人のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する在宅の人とする。

- A 介護保険法における要介護3～5と認定された人
 - B 身体障がい者
 - ・視覚障がい1、2級の人 ・肢体不自由1、2、3級の人
 - ・聴覚障がい2級の人 ・内部障がい1、2級の人
 - C 知的障がい者
 - 療育手帳 A、B の人
 - D 精神障がい者
 - 精神障がい者保健福祉手帳1級の人
 - E 70歳以上のひとり暮らしの人で、自力避難が困難で名簿登録を希望する人
 - F 75歳以上の高齢者のみ世帯の人で、自力避難が困難で名簿登録を希望する人
 - G その他、災害時において支援が必要と認められる人
- ※施設入所者や長期入院している人等については、当該施設等の対応とし、避難行動要支援者名簿の登録対象としない。また、原則家族と同居している人は登録対象としないが、時間帯等によって災害時の避難に不安のある人は G に該当するものとし、名簿の登録対象とする。

<表1 10ページ参照>

(1)避難行動要支援者名簿に記載する事項

避難行動要支援者名簿に記載する情報は次のとおりとする。

- ア 氏名
- イ 年齢
- ウ 性別
- エ 住所
- オ 電話番号
- カ 対象区分
- キ 特記事項(その他避難支援等の実施に関し必要と認める事項)

(2)避難行動要支援者名簿の登録(変更)、廃止

要件区分 E～G により、避難行動要支援者名簿への登録(変更)を希望する人は、「古賀市避難行動要支援者名簿登録(変更)申請書」【様式第2号】を市へ提出する。

また、要件区分 A～Gにおいて名簿の登録を廃止しようとする時は、速やかに「古賀市避難行動要支援者名簿登録廃止届出書」【様式第3号】を提出する。

(3)避難行動要支援者名簿の管理

作成した避難行動要支援者名簿の原本は市が保管する。この名簿は条例第8条第1項に基づくものであり、避難行動要支援者の避難支援の目的にのみ利用する。

(4)避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化することが想定されることから、市は避難行動要支援者の状況の把握に努め、毎年隨時、避難行動要支援者名簿の更新を行う。

3.意思確認 <図1 11ページ参照>

市は要件区分 A～D に該当する人に対し、災害発生時に避難支援を希望する人を特定するため、「古賀市避難行動要支援者名簿情報提供同意書」【様式第4号】の提出を求めるものとする。

4.避難支援等関係者及び避難支援者への情報提供について

(1)避難行動要支援者同意者リストの作成、提供

災害時、速やかに避難支援等関係者及び避難支援者の協力が得られるよう、避難行動要支援者の情報を共有し、支援体制を整えておくことが重要である。そのため、市は名簿掲載者のうち、避難支援等に関する希望があり、かつ、個人情報の支援関係者等への提供に関する同意があった人について、「古賀市避難行動要支援者同意者リスト」(【様式第5号】以下「避難行動要支援者同意者リスト」という。)を作成し、平常時から避難支援関係者等へ提供するものとする。

(2)避難行動要支援者不同意者等リストの作成、活用

市は、名簿掲載者のうち、個人情報の避難支援等関係者及び避難支援者への提供に
関して不同意であった人又は意思確認を行うことができなかった人について、「古賀市
避難行動要支援者不同意者等リスト」(【様式第6号】以下「避難行動要支援者不同意者
等リスト」という。)を作成し、同リスト掲載者に対し、継続的な意思確認を行うよう努め
る。また、現に災害が発生、又は災害が発生するおそれがある場合には、法第49条の
11 第3項の規定により、同意の有無に関わらず、避難支援等関係者及び避難支援者に
提供するものとする。

(3)避難行動要支援者同意者リストの情報提供先

本プランにおける情報提供先は、以下の避難支援等関係者及び避難支援者とする。

- ① 自主防災組織
- ② 古賀市民生委員・児童委員協議会
- ③ 社会福祉法人古賀市社会福祉協議会
- ④ 粕屋北部消防本部
- ⑤ 古賀市消防団
- ⑥ 粕屋警察署
- ⑦ その他、避難支援等の実施に関し市が必要と認める機関、団体
- ⑧ 避難支援者

(4)避難行動要支援者名簿情報の提供と利用に関する情報保護

市は、避難支援等関係者及び避難支援者に名簿情報を提供する際は、避難行動要
支援者の名簿情報の提供と利用に関する協定書【様式第7号】を締結し、適正な情報
の管理を依頼する。なお、名簿情報とは避難行動要支援者同意者リスト及び個別計画
のことを指す。

(5)避難行動要支援者同意者、不同意者等リストの更新

避難行動要支援者の状況は常に変化することが想定されることから、市は避難行
動要支援者の状況の把握に努め、毎年、避難行動要支援者同意者、不同意者等リスト
の更新を行う。

5. 個別計画の策定

(1) 個別計画の策定

避難行動要支援者の避難及び避難生活の支援を迅速かつ的確に行うために避難行動要支援者一人ひとりの避難支援計画として、市は「個別計画(避難行動要支援者調査)」【様式第8号】を策定する。

策定にあたっては、市が、避難行動要支援者本人(本人の意思表示が困難な場合はその家族)の意向を尊重し、近隣の住民、避難支援等関係者等の協力のもと、避難行動要支援者が住む地域の災害リスクを踏まえた上で、避難支援者、避難場所、避難方法、情報伝達方法等について決定する。

また、避難行動要支援者の支援の状況に応じた具体的な支援方法について、必要に応じて、保健師又は担当介護支援専門員等の専門的な助言・支援を得ることとする。

(2) 対象者

原則として「避難行動要支援者同意者リスト」に掲載された人とする。

(3) 個別計画の提供先

第2章4. (3)と同じ

(4) 個別計画の情報提供及び更新

策定した個別計画は、避難行動要支援者を避難支援する計画のため、市と避難支援等関係者及び避難支援者で情報を共有する。また、情報の更新については、市が避難行動要支援者が住む地域の災害リスクを踏まえ、避難支援等関係者及び避難支援者の協力を得て、計画の内容に変更がないか等を把握し、避難支援がなされる計画を策定する。

<図1 11ページ参照>

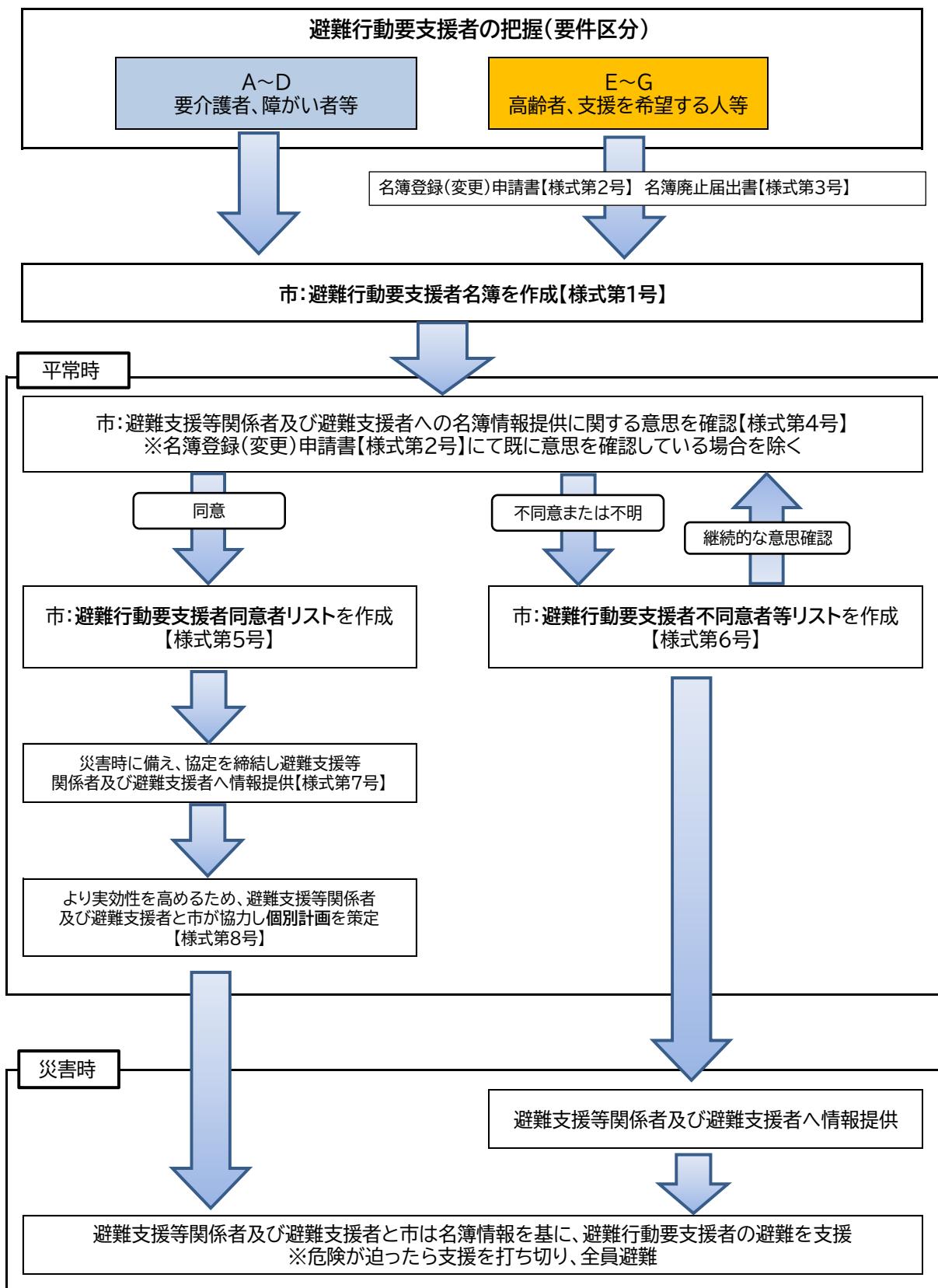


避難行動要支援者名簿作成の情報収集元と同意の確認方法

<表1 6ページ～7ページ参照>

要件区分	情報収集元	同意確認方法
A 介護保険法における 要介護3～5と認定された人	健康介護課	郵送
B 身体障がい者 ・視覚障がい1、2級の人 ・肢体不自由1、2、3級の人 ・聴覚障がい2級の人 ・内部障がい1、2級の人	福祉課 (障がい担当)	窓口 または 郵送
C 知的障がい者 療育手帳A・Bの人		
D 精神障がい者 精神障がい者保健福祉手帳1級の人		
E 70歳以上のひとり暮らしの人で、 自力避難が困難で名簿登録を希望する人	本人	
F 75歳以上の高齢者のみ世帯の人で、 自力避難が困難で名簿登録を希望する人	避難支援等関係者 及び避難支援者 福祉課 (避難行動要支援者 担当)	窓口 または 郵送
G その他、災害時において支援が 必要と認められる人		

避難行動要支援者避難支援の流れ <図1 6ページ～9ページ参照>



第3章

－避難支援体制の整備－

第3章 避難支援体制の整備

1. 避難行動要支援者の役割(自助)

災害時に、自宅から支援がなければ避難できない、かつ、家族等による必要な支援が受けられない場合は、平常時から隣近所等地域とのつながりを深めておく。また、災害時に必ず避難支援を受けられるものではないことも理解しておく。

【平常時】

- (1)古賀市総合防災マップの確認
- (2)災害情報等をスムーズに得る手段の確認
- (3)市防災メールへの登録
- (4)避難行動要支援者名簿の登録申請及び情報提供への同意
- (5)緊急連絡先の確認
- (6)命を守るために取るべき行動の確認(家具の安全対策実施等)
- (7)非常持出品、非常備蓄品の準備(常備薬等)
- (8)避難経路の確認
- (9)地域で行われる防災訓練等への参加
- (10)その他、避難行動要支援者が必要と認めるもの



【災害時】

- (1)避難のための積極的な情報収集
- (2)早め早めの避難行動
- (3)避難所等へ避難が必要と判断した場合のすみやかな避難
- (4)その他、避難行動要支援者が必要と認めるもの



2. 避難支援等関係者及び避難支援者の役割(共助)

平常時から、避難支援等関係者及び避難支援者は、避難行動要支援者が避難を必要とした場合にできる限り安全かつ迅速に避難支援が行えるように、避難行動要支援者本人とともに話し合い、あらかじめ具体的な支援方法等を決めておく個別計画の作成が重要となる。災害時には、まず自らの生命や身体の安全の確保を図りつつ、地域での事前の役割分担に基づき、避難行動要支援者同意者リスト及び個別計画を活用して、避難行動要支援者の避難支援等や安否確認を行う。なお、避難支援にあたっては、避難支援等関係者及び避難支援者本人又はその家族等の生命と身体の安全を守ることが最優先となるため、避難支援が必ずしもされることを保証するものではなく、可能な範囲で行うものであり、法的責任や義務を負うものではない。

【平常時】

- (1)避難行動要支援者同意者リスト、個別計画の情報共有
- (2)避難行動要支援者情報の収集、名簿登録への啓発、更新情報の把握
- (3)避難行動要支援者の避難時に配慮してほしいことに応じた避難支援者の確保
- (4)個別計画の作成支援
 - ～避難行動要支援者本人の意向を尊重した避難方法の検討等～
- (5)避難行動要支援者を含めた避難訓練等の実施
- (6)社会福祉施設等の避難確保計画の作成
- (7)その他、避難支援等関係者及び避難支援者が必要と認めるもの



【災害時】

- (1)避難行動要支援者への避難指示等の伝達への協力
- (2)避難経路の確保と安全な避難誘導
- (3)避難行動要支援者の避難支援者による移送
- (4)避難行動要支援者の安否確認への協力
- (5)その他、避難支援等関係者及び避難支援者が必要と認めるもの



※避難支援等関係者(公務災害補償等の対象者を除く)及び避難支援者が、災害が発生し又は発生の恐れが高まった場合において、支援活動に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となった場合は、法第65条第1項及び第84条第1項の規定(市が救助を指示した場合)に基づき、損害補償の対象となる。

3. 市の役割(公助)

市は、避難行動要支援者に関する名簿情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び避難行動要支援者同意者リスト並びに個別計画を作成するとともに、同意を得た名簿情報について平常時からの備えとして、避難支援等関係者及び避難支援者に提供する。さらに、自助及び共助により避難支援につなげる必要があることから、本プランの周知と避難行動要支援者名簿への登録、また災害に備える啓発を進めて地域の防災力向上を図る。また、避難所等の開設に備え、避難所等の運営マニュアルを確認しておく。

【平常時】

- (1)避難行動要支援者に関する名簿情報の把握
- (2)避難行動要支援者名簿、避難行動要支援者同意者リスト、避難行動要支援者不同意者等リスト、個別計画の作成
- (3)避難支援等関係者及び避難支援者への名簿情報の提供
- (4)本プランの周知と避難行動要支援者名簿登録の啓発

- (5)避難行動要支援者本人、家族、関係者に対する災害時への備えの普及啓発
- (6)避難所等の運営マニュアルの確認
- (7)その他、市が必要と認めるもの

【災害時】

- (1)早めの避難につなげる情報の伝達
- (2)避難支援等関係者及び避難支援者との連携
- (3)避難行動要支援者の安否確認
- (4)避難所等における開設及び自主運営の支援
- (5)必要に応じて福祉避難所を開設
- (6)その他、市が必要と認めるもの



第4章

－情報伝達体制－

第4章 情報伝達体制

1. 防災情報の周知

市は、平常時から古賀市総合防災マップ、避難行動要支援者同意者リスト及び個別計画を活用し訓練しておくことが、災害時の避難行動要支援者の避難支援につながることから、出前講座等により啓発する。また、平常時から避難行動要支援者同意者リスト及び個別計画を活用し、避難行動要支援者の状況、避難所の場所、避難経路等を確認しておくことが、災害時に効果を発揮することを地域で行われる防災訓練等で周知する。

2. 情報伝達体制の整備

(1) 避難行動要支援者等への情報伝達

避難行動要支援者は、避難に関する情報を自ら収集すること、また、その情報に基づき在宅避難や縁故避難、緊急入所、避難所への避難等を適切に判断し、その行動をとることが困難な場合があるため、避難情報等必要な情報を確実に避難行動要支援者及び避難支援者に伝達できる手段を確保することが重要となる。

そのため、市では、災害発生時又は災害が発生するおそれがある場合に、緊急かつ確実に避難情報が伝達されるよう、緊急速報メールや市防災メール、防災行政無線、テレビ・ラジオ等の手段の活用により、避難指示等の防災情報を提供し、避難行動要支援者及び避難支援者の早めの避難行動につながるよう情報の伝達に努める。

(2) 新たな情報伝達手段の検討

市は、避難行動要支援者及び避難支援者の安全かつ確実な避難行動を促すことを目的に、多様な情報伝達の手段について検討する。



第5章

－避難誘導体制・安否確認－

第5章 避難誘導体制・安否確認

1. 避難行動要支援者の避難支援

(1) 避難支援等関係者及び避難支援者の安全確保

災害発生時の避難行動要支援者の避難支援等は、避難行動要支援者名簿及び避難行動要支援者同意者リスト並びに個別計画に基づいて、避難支援等関係者や避難支援者また、近隣の住民等が協力して行う。避難に当たっては、身の安全を最優先とし、避難が必要な場合はすみやかに避難所等に避難する。その際、個別計画の「避難する場所」を参考にする。

(2) 避難行動要支援者名簿情報の提供を受けた人に係る守秘義務の考え方

災害発生時に、名簿情報の提供を受けた人が避難行動要支援者の避難支援等に必要な応援を得るために、緊急に名簿情報を近隣住民等に知らせるような場合は、法第49条の13により守秘義務違反に当たらない。

なお、平常時において避難支援等の応援を得ることを目的とした場合であっても、近隣住民等に名簿情報を提供することはできない。

2. 安否確認の方法

市は、避難行動要支援者名簿を活用し、避難支援等関係者及び避難支援者と協力して避難行動要支援者の所在及び安否の確認を行う。なお、安否確認については様々な機関等を含む地域全体から情報を集約し、安否確認ができる体制を整備する。

(1) 避難所等での所在確認

避難所等の避難者名簿及び避難行動要支援者名簿に基づき、避難行動要支援者の所在、安否を確認する。

(2) 在宅の避難行動要支援者の安否確認

在宅の避難行動要支援者がいる場合は、避難支援等関係者及び避難支援者と協力し、避難行動要支援者名簿を活用し、在宅の避難行動要支援者の安否確認に努める。

【市が安否確認を行う方法】

ア 避難行動要支援者名簿の活用

イ 避難支援等関係者及び避難支援者との連携

ウ 社会福祉施設、福祉サービス事業者等への確認

エ その他関係する機関等への確認

3. 避難完了後の避難行動要支援者への対応

(1) 避難行動要支援者の引継ぎ

避難支援等関係者及び避難支援者は、避難行動要支援者の避難完了後、その後の避難生活の支援に活用するため、名簿情報を避難所等の運営責任者に引き継ぐものとする。

(2) 緊急入所や医療機関等への対応

市は、避難所等において、避難行動要支援者のうち介護あるいは医療的ケアを要する人への支援が困難な場合に備えて、速やかに緊急入所や医療機関等による対応を図るため、平常時から避難行動要支援者本人(本人の意思表示が困難な場合はその家族)、関係機関等と協議し、受け入れ先を確保し、個別計画の「避難する場所」にあらかじめ記載できるよう努める。

(3) 繼続治療が必要な疾患を有する人への対応

市は、人工透析など継続治療が必要な疾患を有する避難行動要支援者については、避難所での避難生活が困難となる場合があるため、平常時から避難行動要支援者本人や家族、かかりつけ医、医療機関等と協議し、災害時の受け入れ先を確保し、個別計画の「避難する場所」にあらかじめ記載できるよう努める。

なお、市内では、災害拠点病院として独立行政法人国立病院機構福岡東医療センターが指定されている。



災害時における避難行動要支援者の支援に係る主な流れ(公助)

<図2 17ページ～21ページ参照>

災害発生が予想される状況



①避難のための情報伝達

市は、緊急速報メールや市防災メール、防災行政無線、テレビ・ラジオ等の手段を活用し、避難指示等の防災情報を提供



②避難行動要支援者の避難支援(発災又は発災のおそれが生じた場合)

●平常時に名簿情報の提供に同意した人

避難支援等関係者及び避難支援者が中心となり、名簿情報(避難行動要支援者同意者リスト及び個別計画)に基づき、避難行動を支援する。

●平常時に名簿情報の提供に不同意等の人

市が生命又は身体を保護する必要があると認めるときは、避難行動要支援者不同意者等リストを避難支援等関係者及び避難支援者に提供し、避難行動を支援する。



③避難行動要支援者の安否確認の実施

避難行動要支援者名簿を活用し、避難支援等関係者及び避難支援者と連携して、避難支援が及ばなかった避難行動要支援者の安否確認を行う。



④避難後の避難行動要支援者への対応

避難行動要支援者の避難が完了した後は、避難所等の運営マニュアルに基づき、避難行動要支援者等の引継ぎや最初の避難先から次の避難所等への移送について支援を行う。

第6章

－避難所等における支援－

第6章 避難所等における支援

1. 避難所等の支援体制

(1)情報提供と周知

市は災害時に備え、避難所等について出前講座やホームページ等により情報を提供するとともに、避難所等を開設した場合は、速やかに住民への周知を図るよう努める。

(2)運営

大地震等の大規模災害が発生した場合の避難所等は、在宅の被災者、車中避難者を含む地域コミュニティの場となるため、その運営については、古賀市避難所運営マニュアル(令和2年6月作成)に基づき、地域住民(避難者)が主体となった運営が原則となる。市は、避難行動要支援者の避難所等での受け入れについて、避難所の開設、自主運営の支援などを行う。なお、台風や大雨等の小規模災害が発生した場合の運営は、市が行う。

(3)支援体制

市は、指定避難所に必要に応じて福祉避難スペース(室)を設け、古賀市避難所運営マニュアルに基づき、避難行動要支援者の事情に配慮した支援を行う。

2. 福祉避難所の支援体制

(1)役割

指定避難所に福祉避難スペース(室)があることから、福祉避難所は指定避難所において生活可能な避難者は対象としておらず、必要に応じて専門的な支援や援護の必要性の高い避難者のために確保されるものである。

(2)支援体制

古賀市福祉避難所運営マニュアル(令和2年9月作成)に基づき、市が運営するにあたり、物資・器材、人材、移送手段等において、避難行動要支援者の事情に配慮した支援を行う。

<表2 25ページ参照>

(参考)古賀市福祉避難所の指定状況 <表2 24ページ参照>

避難所名称	住所 電話番号	収容人員 (感染症流行時)	災害種別(○:使用可能、×:使用不可)			
			洪水	土砂災害	地震	高潮/津波
福岡県障がい者リハビリテーションセンター (体育館)	千鳥3丁目1番1号 944-1041	100人	○	○	○	○
福岡県立古賀特別支援学校 小・中学部 (体育館・研修施設)	千鳥4丁目3番1号 943-8674	105人	○	○	○	○
福岡県立古賀特別支援学校 高等部 (体育館・研修施設)	千鳥3丁目4番1号 942-7175	63人	○	○	×	○
福岡県立玄界高等学校 (剣道場、柔道場及び 多目的アリーナ)	舞の里3丁目6番1号 944-2735	185人	○	○	×	○
古賀市保健福祉総合 センター(サンコスモ古賀)	庄205番地 942-1150	31人	×	○	○	○
古賀市隣保館 (ひだまり館)	新原1051番地6 943-4222	19人	○	○	○	○

(令和2年8月現在)

※収容人員(感染症流行時)は有効面積の約6割で算定(1区画 約2m×2m)

※感染症流行時を除く各避難所の収容人員は、上記収容人員によよそ1.5を乗じた人数

※各災害種別の収容人員 土砂災害・高潮・津波503人、洪水472人、地震255人

第7章

－計画の推進に向けて－

第7章 計画の推進に向けて

情報共有と計画の見直し

本プランは、地域での避難行動要支援者に関する避難訓練等の活動、また市及び関係機関での取り組みにおける課題や意見及びその対応等について、市関係各課で情報の共有を図り、隨時関連する施策に反映させるとともに、上位計画の改訂等の際は、本プラン検討委員会の設置を含めて検討し、適宜見直しを行う。



資料編

・古賀市避難行動要支援者避難支援プラン検討委員会設置要綱	30
・古賀市避難行動要支援者避難支援プラン検討委員会名簿	32
・古賀市避難行動要支援者避難支援プラン策定経過	33
・用語解説	34
・様式集	
【様式第1号】古賀市避難行動要支援者名簿	38
【様式第2号】古賀市避難行動要支援者名簿登録(変更)申請書	39
【様式第3号】古賀市避難行動要支援者名簿登録廃止届出書	41
【様式第4号】古賀市避難行動要支援者名簿情報提供同意書	42
【様式第5号】古賀市避難行動要支援者同意者リスト	43
【様式第6号】古賀市避難行動要支援者不同意者等リスト	44
【様式第7号】避難行動要支援者名簿情報の提供と利用に関する協定書、名簿情報(古賀市避難行動要支援者同意者リスト、個別計画)管理台帳	
	45
【様式第8号】個別計画(避難行動要支援者調査)	49

古賀市避難行動要支援者避難支援プラン検討委員会設置要綱

平成21年4月24日
告示第89号

(設置)

第1条 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の10の規定及び古賀市地域防災計画に基づき、古賀市避難行動要支援者避難支援プラン(以下「プラン」という。)の策定に関する協議をするため、古賀市避難行動要支援者避難支援プラン検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討又は審議する。

- (1)プランの策定に関すること。
- (2)その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1)学識経験者
- (2)自主防災組織に属する者
- (3)民生委員・児童委員協議会に属する者
- (4)福祉・医療関係者
- (5)消防機関に属する者
- (6)公募により選出された市民
- (7)前各号に掲げる者のか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、市長が委員を委嘱した日からプランの策定が完了するまでの期間とする。ただし、職名をもって委嘱された委員がその本来の職を離れたときは、委員としての職を失うものとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 委員長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くこ

とができる。

(謝礼)

第7条 委員の謝礼は、会議の出席1回当たり2,500円とし、会議開催の都度支給するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年3月19日告示第31号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和2年7月14日告示第133号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

古賀市避難行動要支援者避難支援プラン検討委員会名簿

(五十音順、敬称略)

(委員)

氏名	所属又は推薦団体等
明石 進一 水上 和弥	粕屋北部消防本部
印藤 妙子	古賀市障がい児・者親の会
大久保 康裕	社会福祉法人 敬愛会
河村 しのぶ	公募市民
酒井 康江（委員長）	福岡女学院看護大学
高岡 真樹	医療法人 豊資会
仁部 一布（副委員長）	古賀市民生委員・児童委員協議会
平本 欣也	古賀市自主防災組織
福井 弘	公募市民
福崎 隆次	古賀市消防団
峰松 和彦	古賀市シニアクラブ連合会
安武 初男	古賀市社会福祉協議会
山下 実夫	古賀市身体障害者福祉協会
吉田 由美子	公益社団法人 福岡県看護協会

※下段は令和3年4月1日以降の補欠委員

(オブザーバー)

中田 寛之 吉野 幸一	福岡県総務部 防災危機管理局 消防防災指導課 防災指導係
----------------	---------------------------------

※下段は令和3年4月1日以降のオブザーバー

古賀市避難行動要支援者避難支援プラン策定経過

期日	概要
令和2年10月16日	第1回古賀市避難行動要支援者避難支援プラン検討委員会
令和2年11月18日	第2回古賀市避難行動要支援者避難支援プラン検討委員会
令和3年1月21日	第3回古賀市避難行動要支援者避難支援プラン検討委員会
令和3年2月18日	第4回古賀市避難行動要支援者避難支援プラン検討委員会
令和3年3月15日 ～4月13日	パブリック・コメント実施
令和3年5月	第5回古賀市避難行動要支援者避難支援プラン検討委員会 (書面開催)

※必要に応じて、事務局会(総務課、まちづくり推進課、健康介護課、福祉課)を開催



古賀市避難行動要支援者避難支援プラン検討委員会

・用語解説

あ行

用語名	説明	主な掲載ページ
医療的なケア	痰の吸引や経管栄養の注入等、家族等が日常的に行っている医療的な生活援助行為	21
縁故避難	災害発生時に安全な知人、親戚宅に避難すること	18

か行

用語名	説明	主な掲載ページ
介護支援専門員 (ケアマネジャー)	介護サービス提供の全過程において、常に適切なサービスが提供されるよう管理する人。要介護者や家族等からの相談に応じ、市町村、サービス事業者などとの連絡・調整を行う。	9
緊急速報メール	携帯電話事業者が、国や地方公共団体による災害・避難情報等を、特定のエリア内の対応端末(携帯電話)に一斉に配信するサービス	18
公務災害補償	地方公務員が公務上の災害や通勤による災害で負傷したり疾患にかかったりした場合に受けることができる補償	15
古賀市総合防災 マップ	災害情報を提供し、事前の備えに役立てるため、避難所等や防災に関する一般的な情報、災害種別ごとの情報とハザードマップをまとめた冊子	14
古賀市地域防災 計画	古賀市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護し被害を軽減することを目的とし、災害対策基本法第42条の規定に基づき古賀市防災会議が作成する計画	4

用語名	説明	主な掲載ページ
古賀市避難所運営マニュアル	災害が発生または発生するおそれがある場合に設置される指定避難所に関する基本的な考え方、避難所組織のあり方や活動の内容についてまとめたものであり、大地震等の大規模災害が発生し、長期的な避難が継続すると想定される場合の指定避難所の運営について適用されるもの(令和2年6月作成)	24
古賀市福祉避難所運営マニュアル	古賀市避難所運営マニュアルの作成、及び地域防災計画の改訂を受けて、市が行う福祉避難所の開設、運営等についてまとめたもの(令和2年9月作成)	24
市防災メール	防災等の情報を知らせるため、事前に登録した携帯電話やパソコンへ送られるメール	14
個人情報	個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの(他の情報と容易に照合することができ、それによる特定の個人を識別することができることとなるものを含む)	6

さ行

用語名	説明	主な掲載ページ
災害拠点病院	災害時における初期救急医療体制の充実強化を図るための医療機関として指定を受けている医療機関	21
災害対策基本法	国民の生命、身体及び財産を災害から保護し、社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とした法律	4
自主防災組織	地域住民による任意の防災組織で、主に自治会(行政区)等が母体となって、地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う団体	8

社会福祉施設	「生活保護法」「児童福祉法」「老人福祉法」「障がい者総合支援法」「社会福祉法」等の法律や法令通知・通達に基づいた福祉関係の施設の総称。高齢者、子どもや障がい者等に福祉サービスを提供する施設。	15
守秘義務	職務上知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせてはならない義務	20
人工透析	病気等の影響で腎臓の機能が著しく低下したときに、人工腎臓を使って老廃物や不要な水分を除去すること	21

た行

用語名	説明	主な掲載ページ
出前講座	市が、市民の要望に応じて、地域の公民館等に市職員等を講師として派遣し、市政に関する市民の理解を深めるための講座	18

は行

用語名	説明	主な掲載ページ
避難確保計画	災害が発生するおそれがある場合における施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な防災体制、避難経路や訓練などに関する事項について、社会福祉施設等が定めた計画	15
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な人で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とする人	6
避難支援者	避難支援や安否確認を実施する個人	4
避難支援等関係者	消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他の避難支援等の実施に携わる関係者で、避難支援や安否確認を実施する機関、団体	8

用語名	説明	主な掲載ページ
避難所等	指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所を含むすべての避難所	4
福祉サービス	何らかの社会的支援を必要とする人に対するサービスのこと。社会福祉法第3条では、「福祉サービスは個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない」とされている。	20
福祉避難スペース（室）	指定避難所において特に配慮を必要とする者が利用するスペースや個室	24
防災行政無線	屋外に設置したスピーカーを利用した非常時の情報伝達方法	18
保健師	厚生労働大臣の免許を受けて、保健師の名称を用いて、保健指導に従事することを業とする人（保健師助産師看護師法第2条）	9

や行

用語名	説明	主な掲載ページ
要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人	4
要配慮者安全確保体制整備計画	市や社会福祉施設、病院等の要配慮者利用施設の管理者、防災関係機関、福祉関係者、近隣住民、ボランティア等が、災害時に要配慮者の安全確保を図ることを目的とした計画（古賀市地域防災計画に記載）	4
要配慮者支援計画	災害時に要配慮者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行ながら、発災直後の安否確認・避難からその後の生活に至るまでの各段階においてきめ細やかな支援策を総合的に講じることを目的とした計画（古賀市地域防災計画に記載）	4

古賀市避難行動要支援者名簿

(行政区・行政隣組)

	要支援者 番号	フリガナ	年齢	性別	住所	電話番号	対象区分 (要介護、障がい、高齢、 その他)	特記事項
		氏名						
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

申請年月日 年 月 日

古賀市長 宛て

申請者 氏名_____ (対象者との関係_____)

古賀市避難行動要支援者名簿登録(変更)申請書

次のとおり登録(変更)を申請します。

フリガナ 氏名		フリガナ 保護者氏名			
			(対象者が18歳未満の場合記入)		
生年月日	年 月 日(歳)	性別	<input type="checkbox"/> 男	<input type="checkbox"/> 女	血液型
住所	古賀市				
電話番号		自治会	<input type="checkbox"/> 加入 <input type="checkbox"/> 未加入		
携帯電話番号		FAX番号			
同居家族	氏名 (続柄)	氏名 (続柄)			
	氏名 (続柄)	氏名 (続柄)			
避難支援等を 必要とする 事由	<input type="checkbox"/> 介護保険法による要介護認定を受けている人 (認定区分 <input type="checkbox"/> 要介護3 <input type="checkbox"/> 要介護4 <input type="checkbox"/> 要介護5) <input type="checkbox"/> 身体障がい者手帳の交付を受けている人(障がいの程度 <input type="checkbox"/> 1級 <input type="checkbox"/> 2級 <input type="checkbox"/> 3級) <input type="checkbox"/> 療育手帳の交付を受けている人 (障がいの程度 <input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B) <input type="checkbox"/> 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている人 (障がいの程度1級) <input type="checkbox"/> 70歳以上のひとり暮らしの人で、自力避難が困難で名簿登録を希望する人 <input type="checkbox"/> 75歳以上の高齢者のみ世帯の人で、自力避難が困難で名簿登録を希望する人 <input type="checkbox"/> その他 理由				
避難時に配慮 してほしいこ と等	<input type="checkbox"/> 立つことや歩行が困難である <input type="checkbox"/> 音が聞こえない(聞き取りにくい) <input type="checkbox"/> 物が見えない(見えにくい) <input type="checkbox"/> 言葉や文字の理解が難しい <input type="checkbox"/> 危険なことを判断できない <input type="checkbox"/> 顔を見ても知人や家族とわからない その他				

避難支援者(災害時に避難支援していただける方)※避難支援者となる方の同意を得てください。

氏名①	(対象者との関係)家族・近隣住民・その他()	
住所		
電話番号	(自宅)	(携帯)
氏名②	(対象者との関係)家族・近隣住民・その他()	
住所		
電話番号	(自宅)	(携帯)

●緊急時の家族等の連絡先

氏名	対象者との続柄	住所	電話番号

かかりつけ医	医療機関名①		電話番号	
	医療機関名②		電話番号	
治療中の病気 又は障がい名				
治療(障がい) 内容				
避難時に持つ ていくもの	<input type="checkbox"/> 杖 <input type="checkbox"/> 車椅子 <input type="checkbox"/> 補聴器 その他 			
避難時に持つ ていく薬	(例)血圧を下げる薬、糖尿病の薬			
避難する場所				

居宅介護支援事業所	(ケアマネジャー:)	電話番号	
相談支援事業所	(相談支援専門員:)	電話番号	
その他事業所	(相談員等:)	電話番号	

- ※ 避難支援等関係者及び避難支援者への情報提供に同意することにより、災害時に支援が必ず行われることを保証するものではありません。また、避難支援等関係者及び避難支援者は、法的な責任や義務を負うものではありません。
- ※ 施設入所(ショートステイを除く。)や長期入院をされた場合は、対象外として取り扱います。施設入所や長期入院から帰宅された場合は、再度登録できますので、福祉課(TEL092-942-1150)にご連絡ください。

上記の内容を、避難支援等のために避難支援等関係者(自主防災組織、古賀市民生委員・児童委員協議会、社会福祉法人古賀市社会福祉協議会、粕屋北部消防本部、古賀市消防団、粕屋警察署、その他、避難支援等の実施に関し市が必要と認める機関、団体)及び避難支援者に対し、平常時に情報を提供することに

同意します

同意しません

古賀市避難行動要支援者名簿登録廃止届出書

年　月　日

古賀市長 宛て

申 請 者 住 所 _____

氏 名 _____

電 話 _____

登録者との続柄 _____

下記のとおり古賀市避難行動要支援者の登録廃止を申請します。

記

登録者	住所	古賀市
	氏名	
	生年月日	年　月　日生
廃止理由		

古賀市避難行動要支援者名簿情報提供同意書

古賀市長 宛て

氏名_____ 生年月日_____ 年 月 日

住所 古賀市

(代理人氏名_____ 本人との関係_____)

(1)私は、災害発生時に避難の支援を

希望する 希望しない(避難の支援は不要)

↓ (2)を回答

(2)私は、災害の発生に備え、平常時から①避難支援等関係者及び避難支援者へ
②避難行動要支援者同意者リスト及び③個別計画として情報提供することに

同意する 同意しません

※災害時に備えた個別計画が作成できず
支援に遅れが生じることがあります。

①避難支援等関係者及び避難支援者

自主防災組織、古賀市民生委員・児童委員協議会、社会福祉法人古賀市社会福祉協議会、
粕屋北部消防本部、古賀市消防団、粕屋警察署、その他、避難支援等の実施に関し市が必要と認める機関、団体及び避難支援者

②避難行動要支援者同意者リストに記載される項目

氏名、年齢、性別、住所、電話番号、対象区分、避難支援者、その他避難支援等の実施に
関し必要と認める事項

③個別計画に記載される項目

②の項目に加えて治療中の病気又は障がい名や避難時に持っていくものなど避難行動要
支援者一人ひとりの避難の支援に必要な事項等

※災害発生時は、同意の有無にかかわらず、災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者
及び避難支援者へ情報提供することがあります。

※避難支援等関係者及び避難支援者への情報提供に同意することにより、災害時に避難の
支援を受ける可能性が高まりますが、避難支援等関係者及び避難支援者本人又はその
家族等の生命及び身体の安全を守ることが最優先されます。

※同意によって、避難支援等が必ずなされることを保証するものではなく、可能な範囲で
行うものであるため、避難支援等関係者及び避難支援者が法的な責任や義務を負うも
のではありません。

※記載内容については、変更等の申し出がない限り自動継続とします。

古賀市避難行動要支援者同意者リスト

(行政区・行政隣組)

要支援者番号	フリガナ 氏名	年齢	性別	住所	電話番号	対象区分 (要介護、障がい、 高齢、その他)	避難支援者①	特記事項
							避難支援者②	
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

古賀市避難行動要支援者不同意者等リスト

(行政区・行政隣組)

要支援者番号	フリガナ 氏名	年齢	性別	住所	電話番号	対象区分 (要介護、障がい、 高齢、その他)	避難支援者①	特記事項
							避難支援者②	
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

避難行動要支援者の名簿情報の提供と利用に関する協定書

古賀市(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、
甲が保有する避難行動要支援者の名簿情報(以下「名簿情報」という。)を乙に提供する
に当たり、次のとおり協定書を締結する。

(名簿情報)

第1条 名簿情報とは、古賀市避難行動要支援者同意者リスト及び個別計画に記載された
項目について、甲が古賀市避難行動要支援者避難支援プランに定める避難支援等関係
者である乙に対し、避難行動要支援者の個人情報を提供することについて書面により
同意した者の氏名、年齢、性別、住所(居所)、電話番号(連絡先)、避難支援等を必要
とする理由、その他避難支援等に必要な情報とする。

(名簿情報の提供方法)

第2条 甲から乙への名簿情報の提供は、書面により行う。

(利用の目的)

第3条 乙は、名簿情報を避難行動要支援者に対する支援活動のために利用するものとす
る。

(利用及び提供の制限)

第4条 乙は、名簿情報を前条に規定する目的以外の目的に利用し、又は他に提供しては
ならない。

(守秘義務)

第5条 乙は、名簿情報により知り得た事項を他に漏らしてはならない。避難行動要支援
者の避難支援等に携わらなくなつた後も、同様とする。

(名簿情報の取扱い)

第6条 甲及び乙は、名簿情報を、本協定の目的のために知る必要のある各自の避難支援
等関係者に限り開示するものとし、本協定に基づき甲及び乙が負担する守秘義務と同
等の義務を、名簿情報の開示を受けた当該避難支援等関係者も含め課すものとする。

(名簿情報管理者)

第7条 乙は名簿情報管理者を定め、避難行動要支援者の権利利益を侵害することのない
よう名簿情報の適正な管理のために必要な措置を講じるものとする。

(管理状況の記録)

第8条 名簿情報管理者は、名簿情報の管理に関する状況を名簿情報〔古賀市避難行動要
支援者同意者リスト、個別計画〕管理台帳に記録し、名簿情報とともに保管しなけれ
ばならない。

(複写及び複製の禁止)

第9条 乙は、名簿情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、第3条に規定する
目的のため、やむを得ず当該名簿情報を複写し、又は複製する場合は、必要最小限度
に行うものとし、その内容を名簿情報〔古賀市避難行動要支援者同意者リスト、個別
計画〕管理台帳に記録しなければならない。また、複写し、又は複製した名簿情報は
必ず回収しなければならない。

(利用及び管理状況の報告及び検査)

第10条 甲は、乙の名簿情報の利用及び管理状況について、必要に応じ報告を求めることができる。この場合において、乙は、書面により速やかに報告するものとする。

2 甲は、乙の名簿情報の利用及び管理状況について、乙に事前に通知したうえで検査することができる。この場合において、乙は、当該検査に協力するものとする。

(事故報告等)

第11条 乙は、名簿情報の紛失、漏えい等の事故が発生したときは、速やかに事故内容等の詳細を書面により甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(事故への対処)

第12条 乙の故意又は過失により、名簿情報の紛失、漏えい等の事故が発生し、甲と避難行動要支援者又は法廷代理人との間で紛争があった場合は、甲及び乙は誠意を持って対処するものとする。

(名簿情報の返却)

第13条 乙は、更新等により保有する必要のなくなった名簿情報(古賀市避難行動要支援者同意者リスト及び個別計画)を直ちに甲に返却しなければならない。また、管理台帳及び複写又は複製した名簿情報も同様とする。

(協定書締結期間)

第14条 この協定書は、締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙から解除の申出がない限り、その効力を維持するものとする。

(その他)

第15条 本協定書に定めない事項又は本協定書に関し疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙協議するものとする。

上記の協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

年　月　日

甲　古賀市駅東一丁目1番1号
古賀市長　　○○ ○○

乙　住所(法人その他の団体にあっては、所在地)

○○○○○○○○○○○○

団体名　○○○○○○○○

氏名(法人その他の団体にあっては、代表者の職氏名) ○○ ○○

機関・団体名(

)

年度名簿情報〔古賀市避難行動要支援者同意者リスト、個別計画〕管理台帳

避難行動要支援者に対する支援活動のためにやむを得ず古賀市避難行動要支援者同意者リスト又は個別計画を複写・複製する場合に記入。

注意事項

- ・複写・複製は必要最小限に留めてください。
 - ・複写・複製した古賀市避難行動要支援者同意者リスト又は個別計画は必ず回収し、管理台帳と共に綴じて保管してください。福祉課にて年に1回差し替えを行う際に、複写・複製したものも回収します。

個別計画（避難行動要支援者調査）

行政区・行政隣組

更新年月日 年 月 日

要支援者番号

フリガナ 氏名		フリガナ 保護者氏名		
			(対象者が18歳未満の場合記入)	
生年月日	年 月 日(歳)	性別	<input type="checkbox"/> 男	<input type="checkbox"/> 女
住所	古賀市			
電話番号		自治会	<input type="checkbox"/> 加入	<input type="checkbox"/> 未加入
携帯電話番号		FAX番号		
同居家族	氏名 (続柄)	氏名 (続柄)		
	氏名 (続柄)	氏名 (続柄)		
避難支援等を 必要とする 事由	<input type="checkbox"/> 介護保険法による要介護認定を受けている人 (認定区分 <input type="checkbox"/> 要介護3 <input type="checkbox"/> 要介護4 <input type="checkbox"/> 要介護5)			
	<input type="checkbox"/> 身体障がい者手帳の交付を受けている人(障がいの程度 <input type="checkbox"/> 1級 <input type="checkbox"/> 2級 <input type="checkbox"/> 3級)			
	<input type="checkbox"/> 療育手帳の交付を受けている人 (障がいの程度 <input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B)			
	<input type="checkbox"/> 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている人 (障がいの程度1級)			
	<input type="checkbox"/> 70歳以上のひとり暮らしの人で、自力避難が困難で名簿登録を希望する人			
	<input type="checkbox"/> 75歳以上の高齢者のみ世帯の人で、自力避難が困難で名簿登録を希望する人			
	<input type="checkbox"/> その他 理由			
避難時に配慮 してほしいこ と等	<input type="checkbox"/> 立つことや歩行が困難である <input type="checkbox"/> 音が聞こえない(聞き取りにくい)			
	<input type="checkbox"/> 物が見えない(見えにくい) <input type="checkbox"/> 言葉や文字の理解が難しい			
	<input type="checkbox"/> 危険なことを判断できない <input type="checkbox"/> 顔を見ても知人や家族とわからない			
	<input type="checkbox"/> その他 			
避難支援者(災害時に避難支援していただける方)※避難支援者となる方の同意を得てください。				
氏名①	(対象者との関係)家族・近隣住民・その他()			
住所				
電話番号	(自宅)	(携帯)		
氏名②	(対象者との関係)家族・近隣住民・その他()			
住所				
電話番号	(自宅)	(携帯)		

●緊急時の家族等の連絡先

要支援者番号 _____

氏名	対象者との続柄	住所	電話番号

かかりつけ医	医療機関名①		電話番号	
	医療機関名②		電話番号	
治療中の病気 又は障がい名				
治療(障がい) 内容				
避難時に持つ ていくもの	<input type="checkbox"/> 杖 <input type="checkbox"/> 車椅子 <input type="checkbox"/> 補聴器 その他 			
避難時に持つ ていく薬	(例)血圧を下げる薬、糖尿病の薬			
避難する場所				

居宅介護支援事業所	(ケアマネジャー:)	電話番号	
相談支援事業所	(相談支援専門員:)	電話番号	
その他事業所	(相談員等:)	電話番号	

備考(生活の状況等)